



25清須教学第187号

平成25年7月23日

清須市立学校通学区域審議会長 様

清須市教育委員会

平成25年度清須市立学校の通学区域（調整区域）の設定について  
（諮問）

このことについて、清須市立学校通学区域審議会規則（平成17年教育委員会規則第34号）第1条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

平成28年3月31日清須市立西枇杷島第2幼稚園廃園予定に伴い、平成26年4月1日より兄弟等入園の保護者の利便性を図るため、次のように通学区域（調整区域）の設定について諮問する。

1. 変更する通学区域について

区域	学校区		通学区域
幼稚園通学区域	1	西枇杷島第1幼稚園	市内全域
	2	西枇杷島第2幼稚園	市内全域

2. 変更する通学区域に伴う調整区域の廃止について

【調整区域】

区域	指定校	変更可能な学校
全（JR東海道本線以北の地域）地区	西枇杷島第1幼稚園	西枇杷島第2幼稚園

通学区域の変更に伴い通学区域が市内全域となったため、上記調整区域の廃止。

3. 施行期日について

平成26年4月1日から施行する。

写